

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です。

宮城労働局雇用環境・均等室に

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

職場のハラスメントについてお悩みの方、お困りの方  
働く方も、企業の担当者も、ご相談ください！

例えば、このようなことで  
お困りではありませんか？

## セクハラ

セクハラ防止対策として何をすればよいのだろうか。

就活中にセクシュアルハラスメントを受けました。

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの相談を  
受けたが、会社としてどうすればよいのだろう。

## マタハラ等

会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

上司に妊娠を報告したら、代わりに人を雇うので辞めてもらうしかないと言われました。

## パワハラ

パワーハラスメントの防止措置は、会社としてなにをすればよいのだろう。

同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けました。



相談窓口では、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱い、パワーハラスメントについてご相談いただけます。

相談窓口では、男女労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。制度について知りたい場合も、ご相談ください。

## 「ハラスメント特別相談会」を開催します

- 開催場所  
仙台第四合同庁舎1階 仙台労働基準監督署A会議室
- 日時  
令和元年12月10日（火）、19日（木）（受付時間：10:00～16:30）
- 相談方法・内容等
  - 職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児・介護等ハラスメント、パワーハラスメント等の相談をお受けします。
  - 来庁による相談をお受けします。
  - 予約は不要ですが、事前にご連絡いただいた場合には、ご指定の時刻での対応を調整させていただきます。（電話番号：022-299-8844/022-299-8834）

職場のハラスメント対策について詳しくはこちら

職場でのハラスメントでお悩みの方へ

検索



厚生労働省 宮城労働局

相談して  
ください!

## 宮城労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



Q. ハラスメントについて相談したら、労働局ではなにををするのですか?

A. セクハラやいわゆるマタハラについては、相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

パワハラについては、事業主と労働者との個別労働紛争を解決するため、「都道府県労働局長による助言・指導（紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争を促進する制度）」、又は、「紛争調整委員会によるあっせん（紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度）」を行っています。

### 宮城労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

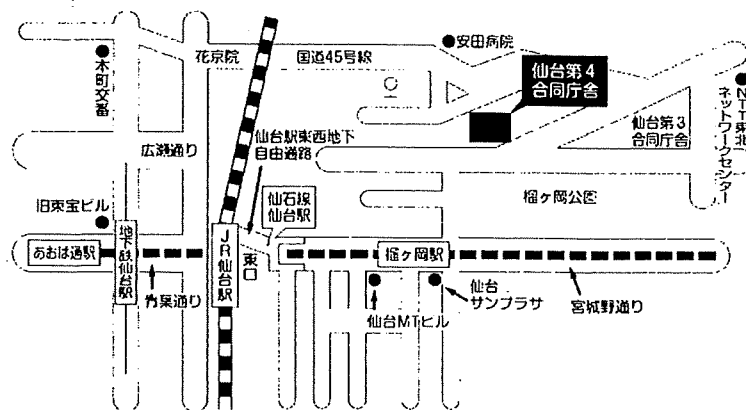
受付時間 9時00分～16時30分

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。  
できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 **022-299-8844 / 022-299-8834**

住所 仙台市宮城野区鉄砲町1番地  
仙台第4合同庁舎8階

- 徒歩  
仙台駅（東口）から徒歩約20分
- 電車  
JR仙石線 榴ヶ岡駅から徒歩約7分



### ハラスメント悩み相談室

専門家が電話・メールにより相談を受け付けます  
(運営委託: 東京リーガルマインド)

○電話相談 **0120-714-864**

受付時間 月曜～金曜 12:00～21:00 / 土曜・日曜 10:00～17:00  
祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。携帯電話・スマートフォンからも通話できます。

○メール相談

- ・受付フォーム <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan>
- ・メールアドレス [mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp](mailto:mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp)

24時間受付・5営業日以内に返信予定。パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。